

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

4月21日、マニング・パンデミック指揮官は、マスク着用に関する規制(Pandemic Measure No.9)の緩和を発表し、4月22日(金)以降は、マスクの着用が義務付けられるのは空港と医療施設(病院、クリニック、薬局等)のみとなりました。(これまでは商店、スポーツ施設、宗教施設、コミュニティ・センター、図書館、美術館、博物館、動物園、会議場、スタジアム、政府関連施設、バス、船舶、タクシーにおいてもマスク着用が義務付けられていました。)

今回の規制緩和により、マーケットやショッピングモール等の商業施設でのマスク着用義務は解除されますが、新型コロナウイルス感染予防対策としてマスクの着用は有効です。感染リスクや当地の医療事情に鑑み、引き続きマスクの着用を励行願います。

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。
※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

(在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

※「在留届」の変更は以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所: Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail: sceoj@pm.mofa.go.jp

ホームページ: <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.htm>